

京都市告示第625号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成30年3月12日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
山根記念診療所	上京区元誓願寺通大宮東入寺今町522	平成30年2月1日
しみず骨粗鬆症・整形外科クリニック	中京区阪東屋町667-1 プラスパー河野ビル2階	平成30年3月1日
医療法人育心会 すとうキッズクリニック	山科区北花山中道町78番地4	平成30年2月1日
ひさとみ歯科クリニック	北区紫野南舟岡町86番19	平成30年2月1日
医療法人社団大栄会 西大路御池デンタルクリニック	中京区西ノ京東中合町46 フィル・パーク京都西大路御池駅前1階	平成30年2月1日
医療法人晴雄会 加納デンタルクリニック	中京区御池通間之町東入高宮町206 御池ビル7階	平成30年2月1日
たね歯科クリニック	下京区室町四条下る鶏鉾町501番地 カワモトビル4階	平成30年2月1日
医療法人京桜会 とみざわデンタルクリニック	伏見区久我東町8番71	平成30年2月1日
あおい薬局伏見店	伏見区讃岐町155番地 ランスロット桃山102号	平成30年2月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)